育児・介護休業等に関する労使協定

（以下「甲」とする）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」とする）は、甲における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第１条 事業所長は、次の従業員から１歳（法定要件に該当する場合は１歳６か月又は２歳）に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一　入社１年未満の従業員

二　申出の日から１年（法第５条第３項及び第４項の申出にあっては６か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第２条　事業所長は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

二　申出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

　三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について）

第３条　対象となる従業員は、勤務時間　　時　　分～　　時　　分の従業員とする。

２　取得の単位となる時間数は、始業時刻から　時間　　分又は終業時刻まで　時間

分とする。

３　休暇１日当たりの時間数は、　　時間　　分とする。

（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第４条　事業所長は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一　入社６か月未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第５条　事業所長は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社６か月未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（育児・介護のための所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員）

第６条　事業所長は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第７条　事業所長は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第８条　事業所長は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（従業員への通知）

第９条　事業所長は、第１条から第２条及び第４条から第８条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までとする。 ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときには、更に１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成　　年　　月　　日

　　　甲

　　　　　　　 代表取締役　　　　　　　　 　　　　　　　　　印

　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記載例

育児・介護休業等に関する労使協定

○○株式会社（以下「甲」とする）と□□労働組合（以下「乙」とする）は、甲における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第１条 事業所長は、次の従業員から１歳（法定要件に該当する場合は１歳６か月又は２歳）に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一　入社１年未満の従業員

二　申出の日から１年（法第５条第３項及び第４項の申出にあっては６か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第２条　事業所長は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

二　申出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

　三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について）

第３条　対象となる従業員は、勤務時間９時～ １７時４５分の従業員とする。

２　取得の単位となる時間数は、始業時刻から３時間又は終業時刻まで４時間４５分とする。

３　休暇１日当たりの時間数は、７時間４５分とする。

（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第４条　事業所長は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一　入社６か月未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第５条　事業所長は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社６か月未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（育児・介護のための所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員）

第６条　事業所長は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第７条　事業所長は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）

第８条　事業所長は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

（従業員への通知）

第９条　事業所長は、第１条から第２条及び第４条から第８条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

（有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、平成◯年◯月◯日から平成◯年◯月◯日までとする。 ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときには、更に１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成◯年◯月◯日

　　　甲　◯◯株式会社

　　　　　　　 代表取締役 　◯◯◯◯　　　　印

　　　乙　□□労働組合

　　　　　　　 執行委員長 　◯◯◯◯　　　　印